	多摩市	同右	同右
	稲城市		
	あきる野市		
	香川県	平成二十九年三月三十一日	同右
	三豊市		
	綾歌郡宇多津町		
	仲多度郡琴平町		
	同郡まんのう町		
	福岡県	同右	同右
	筑紫野市		
	春日市		
	大野城市		
	宗像市		
	太宰府市		
	古賀市		
	福津市		
	糸島市		
	筑紫郡那珂川町		
	糟屋郡宇美町		
	同郡篠栗町		
	同郡志免町		
	同郡須恵町		
	同郡新宮町		
	同郡久山町		
	同郡粕屋町		

○総務省告示第九十一号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十条第一項第三号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

別表第三号中

「指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号以外の電気通信番号を案内する機能	103
指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号を含む電気通信番号を案内する機能	104

」を

「指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号以外の電気通信番号を案内する機能	103
指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号を含む電気通信番号を案内する機能	104
発信電話番号通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。）	186
発信電話番号通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知する機能をいう。）	
発信電話番号通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。）又は位置情報通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知する機能をいう。）	186
消費生活相談受付機能（消費者安全法（平成21年法律第50号）第８条第１項第２号イ若しくは第２項第１号の相談又は独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第10条第２号の苦情、問合せ等の受付に関する機能をいう。）	188
児童虐待通告・児童相談受付機能（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第６条第１項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条本文の通告その他の児童の福祉に関する相談のうち、児童相談所に対し行われるものの受付に関する機能をいう。）	189

」に、

改める。

○政治資金適正化委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
五五一	水野恵美子	二七、三、三	本人からの申請

○財務省・農林水産省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年七厘」を「年八厘」に、「年八厘五毛」を「年九厘五毛」に、「年一分八厘五毛」を「年一分九厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘
七年を超え十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年七厘五毛
十八年を超え二十年以下	年八厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘
七年を超え十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年七厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年八厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。